

府子本第658号
令和元年11月25日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について

平成28年7月20日付けで「平成28年度子ども・子育て支援交付金の交付について」（府子本第474号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり、一部改正し、令和元年10月12日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

子ども・子育て支援交付金交付要綱新旧対照表

改正後					現行						
別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第1条～第13条 (略)					別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第1条～第13条 (略)						
別紙					別紙						
1事業	2区分	3基準額		4対象経費	5負担割合	1事業	2区分	3基準額		4対象経費	5負担割合
利用者支援事業	利用者支援事業	(略)		(略)	国 1/3	利用者支援事業	利用者支援事業	(略)		(略)	国 1/3
延長保育事業	延長保育事業	(略)		(略)	〔都道府県 1/3〕	延長保育事業	延長保育事業	(略)		(略)	〔都道府県 1/3〕
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	(略)		(略)	〔市町村 1/3〕	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	(略)		(略)	〔市町村 1/3〕
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	(略)		(略)		多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	(略)		(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
放課後 児童健 全育成 事業	放課後 児童健 全育成 事業 (特定 分)	(略)	(略)	
	放課後 児童健 全育成 事業 (一般 分)	(略)	(略)	
	放課後 児童健 全育成 事業 (その 他分)	(略)	(略)	
子育て 短期支 援事業	子育て 短期支 援事業	(略)	(略)	
乳児家 庭全戸 訪問事 業	乳児家 庭全戸 訪問事 業	(略)	(略)	
養育支 援訪問 事業	養育支 援訪問 事業	(略)	(略)	
子ども を守る 地域 ネット ワーク 機能強 化事業	子ども を守る 地域 ネット ワーク 機能強 化事業	(略)	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
放課後 児童健 全育成 事業	放課後 児童健 全育成 事業 (特定 分)	(略)	(略)	
	放課後 児童健 全育成 事業 (一般 分)	(略)	(略)	
	放課後 児童健 全育成 事業 (その 他分)	(略)	(略)	
子育て 短期支 援事業	子育て 短期支 援事業	(略)	(略)	
乳児家 庭全戸 訪問事 業	乳児家 庭全戸 訪問事 業	(略)	(略)	
養育支 援訪問 事業	養育支 援訪問 事業	(略)	(略)	
子ども を守る 地域 ネット ワーク 機能強 化事業	子ども を守る 地域 ネット ワーク 機能強 化事業	(略)	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	(略)	(略)	
一時預かり事業	一時預かり事業	<p>1 運営費 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 災害特例型</p> <p>ア 利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号、同法第29条第3項第1号、同法第28条第2項第2号若しくは第3号の内閣総理大臣が定める基準又は同法第30条第2項第2号、第3号若しくは第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額(児童1人当たり月額)</p> <p>※ 月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。</p> <p>イ 保護者が復旧活動等を行うために、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において、本事業を利用する児童(児童1人当たり日額)</p> <p style="text-align: right;">1,600円</p> <p>ウ ア、イ以外の児童(児童1人当たり日額)</p> <p style="text-align: right;">4,520円</p> <p>2 開設準備経費(1か所当たり年額)</p> <p>(1) 改修費等 4,000,000円</p> <p>(2) 礼金及び賃借料(開設前月分) 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも平成31年度に支払われたものに限る。 ※ (1)は災害特例型を除く。 ※ (2)は一般型に限る。</p>	(略)	
病児保育事業	病児保育事業(事業費)	(略)	(略)	
	病児保育(特定分・低所得者減加分加算)	(略)	(略)	
子育て援助活	子育て援助活	(略)	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	(略)	(略)	
一時預かり事業	一時預かり事業	<p>1 運営費 (1)～(5) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>2 開設準備経費(1か所当たり年額)</p> <p>(1) 改修費等 4,000,000円</p> <p>(2) 礼金及び賃借料(開設前月分) 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも平成31年度に支払われたものに限る。 ※ (新規) ※ (2)は一般型に限る。</p>	(略)	
病児保育事業	病児保育事業(事業費)	(略)	(略)	
	病児保育(特定分・低所得者減加分加算)	(略)	(略)	
子育て援助活	子育て援助活	(略)	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
動支援 事業 (ファミ リー・ サポー ト・セン ター事 業)	動支援 事業 (ファミ リー・サ ポート・ セン ター事 業)			

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
動支援 事業 (ファミ リー・ サポー ト・セン ター事 業)	動支援 事業 (ファミ リー・サ ポート・ セン ター事 業)			

改正後

現行

別紙様式1~8

(略)

(略)

別表1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
病児保育事業								
事業費合計								
低所得者減分加算合計								
特定分 計								
Ⅱ. 一般分								
利用者支援事業								
基本型及び特定型								
母子保健型								
奨励費徴収に係る補正給付を行う事業								
日用品・文房具費等								
副食材料費								
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								
新規参入施設等への巡回支援								
認定こども園特別支援教育・保育経費								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
短期入所生活援助事業								
夜間養護等事業								
育児支援訪問事業								
乳児養護全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
一般型・余裕活用型及び居宅訪問型								
幼稚園型								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								
一般分 計								
Ⅲ. その他分								
放課後児童健全育成事業								
合 計								

(記入上の注意)
 1. ⑤欄には、交付要綱の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
 2. ⑥欄には、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 3. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
 4. ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数は生じたまは場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

改正後

現行

別表1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
病児保育事業								
事業費合計								
低所得者減分加算合計								
特定分 計								
Ⅱ. 一般分								
利用者支援事業								
基本型及び特定型								
母子保健型								
奨励費徴収に係る補正給付を行う事業								
日用品・文房具費等								
副食材料費								
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								
新規参入施設等への巡回支援								
認定こども園特別支援教育・保育経費								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
短期入所生活援助事業								
夜間養護等事業								
育児支援訪問事業								
乳児養護全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
一般型・余裕活用型及び居宅訪問型								
幼稚園型 I 及び幼稚園型 II								
幼稚園型 I 及び幼稚園型 II								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								
一般分 計								
Ⅲ. その他分								
放課後児童健全育成事業								
合 計								

(記入上の注意)
 1. ⑤欄には、交付要綱の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
 2. ⑥欄には、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 3. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
 4. ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数は生じたまは場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

改正後

現行

別紙2

1. 利用者支援事業～10. 地域子育て支援拠点事業

(略)

(略)

別表2

11. 一時預かり事業

類型	か所数	対象経費の支出予定額	国庫補助金率額
1. 一般型	①	②	③
2. 幼保連携型Ⅰ			
3. 幼保連携型Ⅱ			
4. 余児施設型			
5. 産後施設型			
小計(1+4+5)	0	0	0
小計(2+3)	0	0	0
合計(1~5)	0	0	0

(記入上の注意)

- ① ②③欄は、「(1)一般型」「(2)幼保連携型Ⅰ」「(3)幼保連携型Ⅱ」「(4)余児施設型」「(5)産後施設型」における該当する欄の数値を記入すること。

(1)一般型

№	名称	業務開始年度(採用予定)員数	利用員(児童数(年間延人数))																	
			7一般型			長期休業日(8時間未満)			長期休業日(8時間以上)			休日			工場・大規模小売店舗・業務用店舗等対象児童			空室児童の配置		
			平日	長時間	2時間以上3時間未満	未就 2時間未満	未就 2～3時間	未就 3時間以上	未就 2時間未満	未就 2～3時間	未就 3時間以上	未就 2時間未満	未就 2～3時間	未就 3時間以上	未就 2時間未満	未就 2～3時間	未就 3時間以上	未就 2時間未満	未就 2～3時間	未就 3時間以上
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				

(記入上の注意)

- ①欄は、名称、施設(公園、外園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公民館、児童センター、その他)から該当するものを記入すること。その他の場合は、(1)に具体的な実施場所を記載すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定を行った指定施設を記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑤欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑥欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑦欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑧欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑨欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑩欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑪欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑫欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑬欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑭欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑮欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑯欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑰欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑱欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑲欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑳欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。

直井社名 _____

現行

別表2

11. 一時預かり事業

類型	か所数	対象経費の支出予定額	国庫補助金率額
1. 一般型	①	②	③
2. 幼保連携型Ⅰ			
3. 幼保連携型Ⅱ			
4. 余児施設型			
5. 産後施設型			
6. その他特設型			
小計(1+4+5)	0	0	0
小計(2+3)	0	0	0
合計(1~6)	0	0	0

(記入上の注意)

- ① ②③欄は、「(1)一般型」「(2)幼保連携型Ⅰ」「(3)幼保連携型Ⅱ」「(4)余児施設型」「(5)産後施設型」「(6)その他特設型」における該当する欄の数値を記入すること。

(1)一般型

№	名称	業務開始年度(採用予定)員数	利用員(児童数(年間延人数))																	
			7一般型			長期休業日(8時間未満)			長期休業日(8時間以上)			休日			工場・大規模小売店舗・業務用店舗等対象児童			空室児童の配置		
			平日	長時間	2時間以上3時間未満	未就 2時間未満	未就 2～3時間	未就 3時間以上	未就 2時間未満	未就 2～3時間	未就 3時間以上	未就 2時間未満	未就 2～3時間	未就 3時間以上	未就 2時間未満	未就 2～3時間	未就 3時間以上	未就 2時間未満	未就 2～3時間	未就 3時間以上
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				

(記入上の注意)

- ①欄は、名称、施設(公園、外園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公民館、児童センター、その他)から該当するものを記入すること。その他の場合は、(1)に具体的な実施場所を記載すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑤欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑥欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑦欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑧欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑨欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑩欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑪欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑫欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑬欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑭欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑮欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑯欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑰欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑱欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑲欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。
- ⑳欄は、児童福祉法第4条の10の規定に基づき選定された指定施設を記入すること。

直井社名 _____

改正後

改正後	現行
<p data-bbox="112 244 543 310">11. 一時預かり事業 (2) 幼稚園型 I ～ (5) 居宅訪問型</p> <div data-bbox="489 343 799 512" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>	<div data-bbox="1547 348 1855 517" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>

現行

新設

改正後

(6)災害特例型

No.	名称	設置主体	事業実施 月数	利用児童数(月延べ児童数)							対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
				在籍する特定教育・保育施設又は別の特定教育・保育施設等を利用する対象幼児			教育増進の推進又は長期休業日等に当該幼稚園等において本事業を利用する児童					
				1号認定	2号認定	3号認定	④	⑧以外の 対象乳幼児	⑨	⑩	⑪	
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			
2												
3												
4												
5												
	計											

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月未満の場合でも1人とカウントすること。)
 (例) 4月14日～7月2日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから4人と記入

改正後	現行
<p data-bbox="112 239 757 277">12. 病児保育事業、13. 子育て援助活動支援事業</p> <div data-bbox="486 343 797 513" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>	<div data-bbox="1552 343 1862 513" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>

改正後

現行

実績報告

(略)

(略)